



平成 2 6 年 第 4 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 2 6 年 8 月 1 1 日
至 平成 2 6 年 8 月 1 1 日

本 別 町 議 会

平成26年本別町議会第4回臨時会会議録

平成26年8月11日(月曜日)午前10時00分開会

議事日程

- | | | |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | | 議長の選挙 |
| 議事日程 | その2 | |
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 副議長の選挙 |
| 日程第 4 | | 議席の指定 |
| 日程第 5 | | 常任委員の選任 1 |
| 日程第 6 | | 常任委員の選任 2 |
| 日程第 7 | | 議会運営員の選任 |
| 日程第 8 | | 池北三町行政事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第 9 | | 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第 10 | | 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙 |
| 日程第 11 | | 諸般の報告 |
| 日程第 12 | 同意第2号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |
| 日程第 13 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算(第7回)〕 |
| 日程第 14 | 議案第61号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算(第10回)について |

会議に付した事件

- | | | |
|----------|-----|-------------|
| 日程第 1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第 2 | | 議長の選挙 |
| 会議に付した事件 | その2 | |
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 副議長の選挙 |
| 日程第 4 | | 議席の指定 |
| 日程第 5 | | 常任委員の選任 1 |
| 追加日程第 1 | | 議長の常任委員辞任の件 |
| 日程第 6 | | 常任委員の選任 2 |
| 日程第 7 | | 議会運営員の選任 |

- 日程第 8 池北三町行政事務組合議会議員の選挙
 日程第 9 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
 日程第 10 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
 日程第 11 諸般の報告
 日程第 12 同意第 2 号 監査委員の選任について同意を求める件
 日程第 13 承認第 2 号 専決処分の承認を求める件〔平成 26 年度本別町一般会計補正予算(第 7 回)〕
 日程第 14 議案第 61 号 平成 26 年度本別町一般会計補正予算(第 10 回)について
 追加日程第 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	井上松子君
建設水道課長	能祖豊君	企画振興課長	川本秀二君
老人ホーム所長	岩城幸宏君	国保病院事務長	毛利俊夫君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	高橋優君
教育委員長	水谷令子君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	安藤修一君
農委事務局長	山本光明君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君 総務担当主査 松 本 恵 君
総務担当主任 塚 谷 直 人 君

(午前10時14分)

開会宣告

臨時議長(林 武君) ただいまから、平成26年第4回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

臨時議長(林 武君) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長(林武君) 日程第1 仮議席の指定を行います。

議事進行上、仮議席を指定いたしております。

仮議席は、議会運営基準10により、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長(林 武君) 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

臨時議長(林 武君) 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規程によって、立会人に方川英一君、及び小笠原良美君を指名いたします。

これから、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

臨時議長(林 武君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(林 武君) 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いておりますよう、念を押して連絡を申し上げます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長(林 武君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を行います。

投票は議長席に向かって右から順次演壇に上り、投票用紙を投票箱に入れていただき、議長席に向かって左方より降りて自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長より点呼いたします。

点呼に応じて順次投票願います。

事務局長（鷲巣正樹君） わたしのほうから点呼いたしますが、記載のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶものあり）

事務局長（鷲巣正樹君） それでは、点呼をいたします。

1 番、矢部隆之議員、2 番、藤田直美議員、3 番、篠原義彦議員、4 番、大住啓一議員、5 番、山西二三夫議員、6 番、黒山久男議員、7 番、小笠原良美議員、8 番、方川英一議員、9 番、方川一郎議員、10 番、林武議員、11 番、高橋利勝議員、12 番、阿保静夫議員。

（投票）

臨時議長（林 武君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（林 武君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

臨時議長（林 武君） これから、開票を行います。

方川英一君、及び小笠原良美君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

臨時議長（林 武君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 12 票、無効投票はありません。

有効投票のうち、方川一郎君 8 票、大住啓一君 2 票、阿保静夫君 1 票、小笠原良美君 1 票、選挙の結果は以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、方川一郎君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

臨時議長（林 武君） ただいま議長に当選されました方川一郎君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

議長（方川一郎君） 私、方川一郎、ただいまの当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

臨時議長（林 武君） 方川一郎君、御登壇願います。

議長（方川一郎君）〔登壇〕 ただいま議長選挙におきまして議員の皆さん方の温かい御支持、御投票をいただきまして議長という大役をおおせいただきました。議員各位には心から厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

7月19日の選挙におきまして、見事11人の皆さんとともに当選をさせていただきました。これから4年間、議員各位に御指導と御鞭撻をいただきながら、私も議長という立場で公正、公平な議会運営を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

今、地方自治体におきましては、地方分権、地域主権改革が推し進められておりますが、これから自ら考え、自ら決め、自らの手で実践していかねばなりません。こうした中で、議会議員は住民の声を反映した政策の立案に積極的に取り組むことがますます求められていると考えております。

また、本別町の議会はこれまで22項目にわたる議会活性化に取り組んでまいりました。これからは、この活性化策に新たな項目も追加しながら、しっかりと取り組むことが皆さん方に選挙で訴えたこと、町民の皆さん方にお約束したことに応えることであり、これからも、わたしたちの課せられた職務であると考えております。

議会と町は両輪のごとしといわれておりますが、二元代表制の一つである議会の大きな役割は、なんといっても行政をチェックし、条例や政策を提言していくことが重要な仕事となります。

そして、時には住民の福祉をよりいっそう推進するアクセルとなり、時には行政のブレーキとなって機能することだと考えております。

この、議員としての役割と責任を果たすことが町政発展の大きな鍵となるのであります。

どうか、議員の皆さんは、それぞれの立場で、幹部職員に負けないくらい日々研鑽を積んでいただき、本町全体のことを考え、町民の皆さんの期待に応えるよう、本町の発展を期して頑張ってくださいたいと、このようにお願いを申し上げるところであります。

議員の皆さん、また本日御出席をいただきました町長始め職員の皆さん方の御指導、御協力をいただきますようお願いを申し上げますとともに本別町のさらなる発展を願い、議長就任に当りまして御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長（林 武君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

方川一郎議長、議長席にお着きください。

（方川一郎君、議長席に着席）

議長（方川一郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩宣告（午前10時37分）

（議事日程その2を配布）

再開宣告（午前10時39分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、藤田直美君、及び矢部隆之君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙

議長（方川一郎君） 日程第3 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

議長（方川一郎君） 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規程によって、立会人に黒山久男君、及び山西二三夫君を指名いたします。

これから、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（方川一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いていただきますように、念を押して連絡を申し

上げます。

次に、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

議長(方川一郎君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を行います。投票は議長席に向かって右方から順次演壇に上り、投票用紙を投票箱に入れていただき、議長席に向かって左方よりおりて、自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長より点呼いたします。点呼に応じて順次投票願います。

事務局長(鷲巣正樹君) それでは、これから点呼をいたしたいと思いますが、記載のほうは終わりましたでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務局長(鷲巣正樹君) それでは、点呼をいたします。

1番、矢部隆之議員、2番、藤田直美議員、3番、篠原義彦議員、4番、大住啓一議員、5番、山西二三夫議員、6番、黒山久男議員、7番、小笠原良美議員、8番、方川英一議員、10番、林武議員、11番、高橋利勝議員、12番、阿保静夫議員、9番、方川一郎議長。

(投票)

議長(方川一郎君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

議長(方川一郎君) これから、開票を行います。

黒山久男君、及び山西二三夫君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(方川一郎君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票、ゼロ票であります。

有効投票中、林武君7票、大住啓一君3票、小笠原良美君2票、選挙の結果は以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、林武君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(方川一郎君) ただいま副議長に当選されました林武君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

林武君、承知いただけますか。

副議長(林武君) ありがとうございます。お引き受けするように努力いたします。よろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) 林武君、御登壇願います。

副議長(林武君)[登壇] ただいまの選挙によりまして副議長に選出されました林武でございます。副議長就任にあたって、一言御挨拶を申し上げます。

始めに、私、林武を副議長に選任いただいたことを改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

先ほどから、議長からもお話がありましたように、今、自治体を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。このような状況の中で、町民に開かれた議会活動が求められております。そのためにも策定された議会活性化策を議長とともに取り組むことが求められていると思います。議長並びに議員の皆さんとともに、今後、本別町議会の活性化のために、さらには本別町発展のために、微力ではございますけれども、この4年間全力で頑張っていきたいと思っております。

皆さん、議員各位の御協力のほどを改めてお願いを申し上げ、簡単ではありますが副議長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長(方川一郎君) 暫時休憩をいたします。

休憩宣告(午前10時57分)

(議席表を配布)

再開宣告(午前10時58分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議席の指定

議長(方川一郎君) 日程第4 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時57分)

(まず最初に、休憩中に名札持参の上、議席表の議席にお着きを願います。

続いて、休憩中に議員協議会を招集します。

場所については、議員控室としますので御参集願います。

これをもって通知済みといたします。)

再開宣告(午前11時36分)

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 常任委員の選任1

議長（方川一郎君） 日程第5 常任委員の選任1を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、次のとおり指名いたします。

総務常任委員には、阿保静夫君、高橋利勝君、小笠原良美君、山西二三夫、大住啓一君、矢部隆之君。

産業厚生常任委員に、林武君、方川英一君、黒山久男君、篠原義彦君、藤田直美君、方川一郎の6人を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

私から発言をしたいので、副議長と交代をいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前11時37分）

再開宣告（午前11時38分）

副議長（林武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

方川一郎君の発言を許します。

議長（方川一郎君） ただいま、産業厚生常任委員に選任されましたが、議長はその職席上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮いたすとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても、議長については辞任を認めており、さらに、議会運営基準118において辞任することができるとしているところから、産業厚生常任委員の辞任を願い出るものでございます。

よろしく御審議賜われますようお願いいたします。

日程追加の議決

副議長（林武君） ただいま方川一郎君から、産業厚生常任委員を辞任したい旨の発言がありました。

お諮りします。

この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（林武君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

副議長（林 武君） 追加日程第1 議長の常任委員辞任の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定によって、方川一郎君の退場を求めます。

（議長退場）

副議長（林 武君） ただいま、方川一郎君から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（林 武君） 異議なしと認めます。

したがって、方川一郎君の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。
方川一郎君の復席を求めます。

（議長復席）

副議長（林 武君） 方川一郎君の発言に関わる審議は終了しましたので、議長と交代をいたします。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時42分）

（休憩中に、総務、産業厚生、各常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行ってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において総務常任委員会、産業厚生常任委員会を招集します。場所については総務常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会は正副議長室とします。それぞれ参集願います。これをもって通知済みといたします。）

再開宣告（午後 1時30分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員会は、委員長に高橋利勝君、副委員長に小笠原良美君を、次に産業厚生常任委員会は、委員長に方川英一君、副委員長に篠原義彦君とそれぞれ決定いたしました。

日程第6 常任委員の選任2

議長（方川一郎君） 日程第6 常任委員の選任2を行います。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、次のとおり、指名いたします。

広報広聴常任委員には、阿保静夫君、山西二三夫君、篠原義彦君、藤田直美君、矢部隆之君、以上のとおり、指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩宣告(午後 1時33分)

(休憩中に広報広聴常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において広報広聴常任委員会を招集します。

場所については、委員会室とします。直ちに御参集願います。

これをもって通知済みといたします。

また、広報広聴常任委員会正副委員長の互選後、議会運営委員の選任について委員会条例第7条及び運営基準148運用例2により、各常任委員会委員長以外の委員について、議長は副議長と協議の上、選任することとなっていますので協議を行いますのでしばらくお待ちください。)

再開宣告(午後 1時40分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に阿保静夫君、副委員長に藤田直美君と決定いたしました。

日程第7 議会運営委員の選任

議長(方川一郎君) 日程第7 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、高橋利勝君、方川英一君、阿保静夫君、小笠原良美君、山西二三夫君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩宣告(午後 1時41分)

(休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行ってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において議会運営委員会を

招集します。直ちに委員会室に御参集願います。

これをもって通知済みといたします。)

再開宣告(午後 1時49分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に小笠原良美君、副委員長に山西二三夫君と決定いたしました。

日程第8 池北三町行政事務組合議会議員の選挙

議長(方川一郎君) 日程第8 池北三町行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

池北三町行政事務組合議会議員に、山西二三夫君、大住啓一君、藤田直美君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました山西二三夫君、大住啓一君、藤田直美君を池北三町行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました山西二三夫君、大住啓一君、藤田直美君が池北三町行政事務組合議会議員に当選されました。

当選された山西二三夫君、大住啓一君、藤田直美君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、それぞれ当選の告知をいたします。

山西二三夫君、承知いただけますか。

5番(山西二三夫君) はい。

議長(方川一郎君) 大住啓一君、承知いただけますか。

4 番（大住啓一君） はい、承知いたします。

議長（方川一郎君） 藤田直美君、承知いただけますか。

2 番（藤田直美君） 承知いたしました。

日程第 9 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

議長（方川一郎君） 日程第 9 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

十勝圏複合事務組合議会議員に、方川一郎を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方川一郎を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と定めるこ
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方川一郎が十勝圏複合事務組合議会議員に当選
いたしました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

私、方川一郎の当選人の告知については、本席よりお受けいたしたいと思
います。

よろしく願いたします。

日程第 10 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙

議長（方川一郎君） 日程第 10 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行いま
す。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと

思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

十勝環境複合事務組合議会議員に、方川一郎を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方川一郎を十勝環境複合事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方川一郎が十勝環境複合事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

私、方川一郎の当選人の告知については、本席よりお受けしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

日程第11 諸般の報告

議長(方川一郎君) 日程第11 諸般の報告を行います。

報告第10号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 報告第10号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

1ページめくりまして、その次のページをお開きください。

平成26年5月16日、午前9時55分頃、公用車両、軽トラック、

が、本別町美蘭別440番地地先路上においてUターンをしようとしたところ、後方から走行してきた足寄町南4条2丁目13番地、足寄貨物自動車株式会社の車両、4トントラック、との接触した事故について、民法第695条の

規定に基づき下記のとおり和解し損害賠償額を定めるものでございます。

1、和解の相手方。住所、足寄郡足寄町南4条2丁目13番地。氏名、足寄貨物自動車株式会社、代表取締役、。

2、和解の要旨。本件の事故に係る損害賠償額を足寄貨物自動車株式会社に対し、一金22万4,172円を本別町が支払い、足寄貨物自動車株式会社から本別町に一金7,300円を支払うものとする。

なお、本別町から足寄貨物自動車株式会社へ支払う損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損害共済金の対象となり賄われます。

いずれにいたしましても、今後、各種業務において交通安全には十分注意を払い遂行してまいりたいと考えております。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

報告第11号専決処分報告、平成26年度本別町一般会計補正予算（第8回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第11号専決処分報告。平成26年度本別町一般会計補正予算（第8回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告しました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,321万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳出であります。4款衛生費1項保健衛生費6目環境衛生費11節需用費9万8,000円の補正は、公用車両の修繕に伴うもの、次の22節補償補填及び賠償金22万5,000円の補正は、相手側車両修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

歳入の20款諸収入5項1目7節雑入32万3,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

報告第12号専決処分報告、平成26年度本別町一般会計補正予算（第9回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第12号専決処分報告。平成26年度本別町一般会計補正予算（第9回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,343万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金22万円の増額補正は、高齢者福祉振興基金として、河西郡中札内村にお住まいの 様から5万円、個性あるふるさとづくり基金として、東京都世田谷区砧にお住まいの 様から10万円、大阪府豊中市上新田にお住まいの 様から1万円、東京都台東区北上野にお住まいの 様から5万円、札幌市東区にお住まいの 様から1万円の指定寄付金でございます。

次の歳出であります。寄付者の意向により基金への積み立てにあてるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

報告第13号専決処分報告、平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について報告を求めます。

岩城老人ホーム所長。

老人ホーム所長（岩城幸宏君） 報告第13号専決処分報告。平成26年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,198万7,000円とするものであります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項1目寄付金1節一般寄付金の20万円の補正は、本別町勇足西3にお住まいの 様からの寄付金でございます。

歳出ですが、寄付者の意向によりまして、施設等備品といたしまして車椅子3台の購入にあてるものであります。

以上、専決処分報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

次に、監査委員から平成26年6月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

日程第12 同意第2号

議長（方川一郎君） 日程第12 同意第2号監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、黒山久男君の退場を求めます。

（黒山久男君退場）

議長（方川一郎君） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第2号監査委員の選任につきまして同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年8月9日をもちまして任期満了となりました監査委員につきまして、本別町にお住まいの黒山久男さんを人格、識見とも適任と判断をし、選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意いただきますよう、よろしく願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 非常に、健康的なものが心配なのです。その辺について、健康面はどうなのかということを知りたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 健康の面は十分に私も気にしていました。ことし、御案内のとおりであります。それぞれバイパスの手術を含めて手術が成功したということも含めて、以前はかなり、夜になって入浴をすると血管が広がってくるとかなり辛いというようなことも含めて体調の管理に難色を示しながら病院にかかって、しっかりと全身の血管のバイパス含めて手術も終えてすこぶる体調がよく戻ってきましたので、もう既に朝早くからそれぞれ必要な運動だとか、また、それぞれ農作業含めてすっかり万全の体制になったということでもありますので、健康の部分についても一番気にしていた部分については、しっかりとその部分の管理ができたということでもありますので、そういうことも総合的に判断をさせていただいて提案をさせていただきました。以上であります。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第2号監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長(方川一郎君) 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に阿保静夫君、及び大住啓一君を指名いたします。

これから、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(方川一郎君) 念のため申し上げます。本件を可とする方は賛成と。否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議長(方川一郎君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

事務局長(鷲巣正樹君) それでは、読み上げます。

1番、矢部隆之議員、2番、藤田直美議員、3番、篠原義彦議員、4番、大住啓一議員、5番、山西二三夫議員、7番、小笠原良美議員、8番、方川英一議員、9番、高橋利勝議員、10番、阿保静夫議員、11番、林武副議長。

(投票)

事務局長(鷲巣正樹君) 以上、終わります。

議長(方川一郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

議長（方川一郎君） これから、開票を行います。

阿保静夫君、及び大住啓一君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

議長（方川一郎君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票であります。

有効投票のうち賛成 5 票、反対 4 票であります。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本件に対して採決します。

これは、投票の結果、賛成票と、無効票を加えた反対票が同数ということでありませぬ。

同意第 2 号監査委員の選任について同意を求める件については、議長は可決と採決します。

したがって、同意第 2 号監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（方川一郎君） 黒山久男君の復席を求めます。

（黒山久男君復席）

日程第 13 承認第 2 号

議長（方川一郎君） 日程第 13 承認第 2 号専決処分の承認を求める件〔平成 26 年度本別町一般会計補正予算（第 7 回）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 承認第 2 号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

平成 26 年度本別町一般会計補正予算（第 7 回）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 6,289 万 2,000 円とする内容であります。

3 ページ、4 ページをお開きください。

歳入であります。17 款 1 項 1 目寄付金 3 節農業費寄付金 1,000 万円の増額

補正は、農業振興基金として、本別町農業協同組合様からの指定寄付金でございます。

次に、歳出であります。寄付者の意向により農業振興基金に積み立てるものでございます。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算(第7回)の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

議長(方川一郎君) 阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 申し訳ない、振興基金の総額の現在額を、先ほどもらった資料でもあるのですが、改めて伺います。

議長(方川一郎君) 答弁、工藤農林課長。

農林課長(工藤 朗君) 私のほうから、農業振興基金の状況ということで御答弁させていただきます。

過去の経過は省略させていただきます。現在8,337万円の積立額がございまして、26年度の利息の予算額9万9,000円、合わせまして8,346万9,000円でございます。以上です。

議長(方川一郎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算(第7回)〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成26年度本別町一般会計補正予算(第7回)〕については、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第61号

議長(方川一郎君) 日程第14 議案第61号平成26年度本別町一般会計補正

予算（第10回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第61号平成26年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、冷蔵庫、パソコンの故障による購入、銀栄橋の橋梁崩落の危険回避のための上部撤去工事、北海道道德教育推進校の指定による事業の追加、及びスポーツ施設電気設備の修理などが主な内容であります。緊急を要するため今臨時会に提案するものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,047万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出であります。3款民生費3項児童福祉費4目特別保育費8万3,000円の補正は、勇足保育所の冷蔵庫が使用不能となったため更新するものであります。

次の6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費18節備品購入費18万3,000円の補正は、森林データ等管理用パソコン1台が故障したため、更新を行うものであります。

次の8款土木費2項道路橋りょう費4目橋りょう維持費15節工事請負費450万円の補正は、美蘭別にあります銀栄橋が崩落の危険性があるため、上部部分を撤去する工事であります。

次の段、10款教育費3項中学校費2目教育振興費19節負担金補助及び交付金31万円の補正は、7月1日に北海道教育委員会より本別中学校が北海道道德教育推進校の指定を受けたため、道德教育推進事業を実施するものであります。

次の5項保健体育費2目スポーツ振興費11節需用費196万6,000円の補正は、ふれあい多目的アリーナ電気設備故障のため修繕を行うものであります。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入ですが、10款1項1目地方交付税339万9,000円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金33万3,000円の補正は、歳出で説明いたしました橋りょう撤去工事をがんばる地域交付金を活用して行うものであります。

20款諸収入5項1目7節雑入31万円の補正は、歳出で説明いたしました本別中

学校道徳教育推進校に対する事業費であります。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算(第10回)の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 7ページの歳出の関係ですが、説明いただいた橋梁の撤去の話ですが、うまく聞き取れませんでした。上部のものを撤去するように聞こえたのですが、そこを再確認と銀栄橋と言ったように聞こえたのですが、わかれば地先、何々さん地先というふうに言っていたらありがたいし、それから、その撤去する中身が分からない状態で伺うのもあれなのですが、申しわけないのですが、この橋そのものの利用状況はということで撤去をして困るようなことはないのかどうか、そういうようなことをちょっと概要を伺いたいというふうに思います。

議長(方川一郎君) 答弁、能祖建設水道課長。

建設水道課長(能祖 豊君) お答えをさせていただきます。

若干、内容について説明をさせていただきます。銀栄橋につきましては、北海道管理の一級河川、美蘭別川にかかる橋でございます。場所につきましては、美蘭別147番地8地先で、道道居辺本別線を起点にいたしまして、西久保地先を通りまして、再度、道道居辺本別線に接続をする町道下美蘭別道路にある橋でございます。橋梁延長は24メートルでございます。内容でございますが6月13日、午前10時ごろ、道営の美蘭別の営農用水事業の測量業者から建設水道課のほうに、橋に接続をしている道路の一部が陥没しているという通報がございました。それで、職員が現場を確認をしたところ橋台部分のH溝といって鋼製の柱なのでありますが、それが本来であれば川の底、河床といいますが、河床の下に根入れをしていなければならない、そういう部分でございますが、川の洗掘によりまして、河床がだんだん低下をしたというか、下がってきまして、その根入れ部分が浮いているような状況でございました。それで、急きょ通行止めの処置をいたしました。原因については、雨だとか融雪による長年の河床の低下ということでございます。その後、河川の管理者である北海道十勝振興局帯広建設管理部足寄出張所のほうに協議をいたしまして、橋梁の上部が、真ん中に橋脚がありまして、片側の橋台と橋脚に桁が乗っているのですが、それによってとまっているような状況でございますので、上部の床版、車が通る部分ですね、橋梁の上部の床版が構造的にほとんど浮いているような状況でございますので、川に崩落する恐れがあるということで、もしそうなりますと、河川の断面を阻害いたしまして、氾濫等のそういう危険もありますので、足寄出張所のほうから撤去の指示を受けたということでございます。

通行止めにつきましては、即日通行止めをしておりますが、地元住民、畑の所有者、農協、牛乳の集荷業者、郵便局等に連絡をいたしまして、橋の前後で通行止めをしております。

また、道道の入り口とか西久保さんの家の、終わってからですが、そこにつきましては片側を通行止めというかバリケードを張りまして、この先通れませんよという表示をしております。

撤去の内容ですが、両側からクレーンによりまして、桁とって、H溝で橋に這わせている5本くらいあるのですが、それとコンクリートの部分、床版といたしますが、それが1メートルの床版が、幅員が6メートル30なののですが、1メートルの床版が24枚、合計24メートルなのですが、それをボルトでくっつけておりますので、それを切断をしまして、クレーンで撤去をするというような工法になるかと思えます。

それと、この道路につきましては、町道下美蘭別道路でございますが、延長約900メートルの道路でございますが、美蘭別川を1回またいで、また美蘭別川をまたいで道道に戻るとい橋です。美蘭別川を通過して二つの橋がございますので、若干遠回りにはなりますが、通行のほうには回り道をしていただいて、畑に行ったりだとか、そういう部分については不便にはなりますが、今のところ支障にはなっていないというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第61号平成26年度本別町一般会計補正予算（第10回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号平成26年度本別町一般会計補正予算（第10回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後 2時37分）

再開宣告（午後 2時38分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程追加の議決

議長（方川一郎君） 議会運営委員長から、閉会中の所掌事務調査申出書の提出がありました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

議長（方川一郎君） 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しましたとおり次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年8月11日

議 長 方 川 一 郎

副議長・臨時議長 林 武

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 矢 部 隆 之